

## 昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部研究倫理規程

### (目 的)

第1条 この規程は、昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部研究倫理規範(以下「規範」という。)第11条第6項に基づき、昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部(以下「本学」という。)において、人間を直接対象とする研究(以下「当該研究」という。)に従事する全ての者(以下「研究者」という。)の責務および手続等を定め、もって研究対象者およびその関係者(以下「対象者等」という。)の人権を擁護するとともに、本学における当該研究の円滑な推進に資することを目的とする。

### (研究者の責務)

第2条 研究者は、規範とともに、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 研究者は、ヘルシンキ宣言の趣旨に則して研究を行わなくてはならない。
- (2) 研究者は、研究を行うことにより、対象者等に不利益および危険が生じないよう十分配慮しなければならない。
- (3) 研究者は、対象者等に対して、当該研究の目的、内容、方法、予想される結果、個人情報取扱い、データの使用範囲、不利な扱いを受けることなくいつでも参加の同意を撤回する権利等の必要事項について、事前に十分に説明し、対象者等の自由意志による参加の同意を書面により得なくてはならない。
- (4) 研究者は、対象者等が年少者または障がい者等で、本人の同意を確認することが困難な場合にあつては、保護者等から書面により同意を得なくてはならない。
- (5) 研究者は、(3)に関する必要事項を、研究計画書に記載しなくてはならない。
- (6) 研究者は、当該研究を計画する場合、規範第11条第4項に定める昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部研究倫理委員会(以下「委員会」という。)に倫理審査の申請を行わなくてはならない。
- (7) 研究者は、研究倫理教育を受講しなければならない。

### (審査手続等)

第3条 当該研究実施責任者(当該研究を代表する者をいう。以下「実施責任者」という。)は、研究倫理審査申請書(別紙様式1。以下「申請書」という。)を所属する学校の学長(以下、「学長」という。)に提出するものとする。

- 2 学長は、申請書を受理したときは、委員会に審査を諮問するものとする。ただし、第6条に定める場合においては、この限りでない。
- 3 委員会は、当該研究が規範および本規程に適合しているか否かについて審査し、判定を行うものとする。
- 4 審査の判定区分は、次に定めるとおりとする。

- (1) 承認
  - (2) 条件付承認
  - (3) 変更の勧告
  - (4) 不承認
- 5 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、審査の結果について、答申書（別紙様式2）により、速やかに学長に答申するものとする。
- 6 学長は、前項の答申に基づき、審査結果通知書（別紙様式3）により、実施責任者に通知するものとする。
- 但し、条件付承認の場合は、委員長または副委員長により修正内容を確認後、条件確認通知書（別紙様式7）を実施責任者に通知するものとする。

#### （再審査）

- 第4条 学長は、委員会の審査結果に疑義が生じたときは、委員会に再審査を諮問することができる。
- 2 実施責任者は、審査の結果に異議あるときは、再審査申請書（別紙様式5）により、学長に再審査を求めることができる。
- 3 学長は、前項の請求を委員長と協議の上、必要があると認めるときは、委員会に再審査を諮問するものとする。

#### （研究計画の変更）

- 第5条 実施責任者は、研究計画等を変更しようとするときは、研究計画変更申請書（別紙様式4）を学長に提出するものとする。
- 2 学長は、委員長と協議の上、必要があると認めるときは、委員会に審査を諮問するものとする。

#### （審査の特例）

- 第6条 次の各号のいずれかに該当する場合、学長は、委員長と協議の上、委員会の審査を経ずに判定することができる。ただし、事後速やかに、委員会に報告するものとする。
- (1) 審査が急を要するもの
  - (2) 事例に基づいて審査結果が明瞭に推定できるもの
  - (3) 他の審査機関の審査を受けて承認を得ているもの
  - (4) 同一の研究テーマで継続して研究を行うもの

#### （事務担当）

- 第7条 この規程の運用にあたっての事務担当は、総務部総務課とする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、学園運営委員会の議を経て、学長が行う。

附 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、昭和音楽大学研究倫理規程は廃止する。

附 則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成27年9月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則 この規程は、2022（令和4）年6月1日から施行する。